



長野県教育委員会訓令第1号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成19年2月15日

長野県教育委員会

別表中「54,480円」を「54,280円」に改める。

保健厚生課